

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年2月27日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	前川 肇 香川県綾歌郡宇多津町2149番地1 前川 國男 香川県坂出市元町二丁目6番9号 前川 博美 神奈川県逗子市池子三丁目7番2号 須崎 多津子 香川県坂出市元町三丁目2番20号 中山 喜久美 香川県坂出市富士見町二丁目1番58号 日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 サラ・エル・カサノバ 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号															
大規模小売店舗の名称及び所在地	TSUTAYA宇多津店 綾歌郡宇多津町浜三番丁21番地2 外12筆															
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の追加 （追加する設置者の名称及び代表者の氏名並びに住所） 日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 サラ・エル・カサノバ 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所 （変更前）前川 肇 香川県丸亀市本町131番地 （変更後）前川 肇 香川県綾歌郡宇多津町2149番地1 (3) 大規模小売店舗の名称 （変更前）ワンダーグー宇多津店 （変更後）TSUTAYA宇多津店 (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 （変更前） <table border="1" data-bbox="536 1659 1406 1767"> <thead> <tr> <th>小売業者</th> <th>代表者名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ワンダーコーポレーション</td> <td>代表取締役 宇津木 雅美</td> <td>茨城県つくば市 西大橋599番地1</td> </tr> </tbody> </table> （変更後） <table border="1" data-bbox="536 1816 1406 1991"> <thead> <tr> <th>小売業者</th> <th>代表者名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社</td> <td>代表取締役 増田 宗昭</td> <td>大阪府大阪市北区 梅田二丁目5番25号</td> </tr> <tr> <td>日本マクドナルドホールディングス株式会社</td> <td>代表取締役 サラ・エル・カサノバ</td> <td>東京都新宿区 西新宿六丁目5番1号</td> </tr> </tbody> </table>	小売業者	代表者名	住 所	株式会社ワンダーコーポレーション	代表取締役 宇津木 雅美	茨城県つくば市 西大橋599番地1	小売業者	代表者名	住 所	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	代表取締役 増田 宗昭	大阪府大阪市北区 梅田二丁目5番25号	日本マクドナルドホールディングス株式会社	代表取締役 サラ・エル・カサノバ	東京都新宿区 西新宿六丁目5番1号
小売業者	代表者名	住 所														
株式会社ワンダーコーポレーション	代表取締役 宇津木 雅美	茨城県つくば市 西大橋599番地1														
小売業者	代表者名	住 所														
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	代表取締役 増田 宗昭	大阪府大阪市北区 梅田二丁目5番25号														
日本マクドナルドホールディングス株式会社	代表取締役 サラ・エル・カサノバ	東京都新宿区 西新宿六丁目5番1号														
変更年月日	(1)、(4)の一部（日本マクドナルドホールディングス(株)）の変更：															

	平成27年2月12日 (2)の変更：平成19年6月11日 (3)、(4)の一部（カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)）の変更： 平成26年3月1日
変更理由	(1)、(3)、(4)の変更：運用主体を変更したため。 (2)の変更：転居をしたため。

2 届出年月日

平成27年1月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町まちづくり課
縦覧期間	平成27年2月27日から平成27年6月27日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年6月27日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から1週間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ